

時系列表

1. 当初提出した時系列(原告第5準備書面に添付)は日付順になっていないので、原告記載部分と被告三菱地所記載部分を含めてすべて日付順としました。当初原告時系列に表示した通し番号は削除しました。
2. 網掛け部分は被告三菱地所提出部分その他は原告提出部分。
3. 被告三菱地所が当初提出した時系列から削除・訂正した箇所は、原告の反論・コメント等がなされているためそのまま残しましたが、被告三菱地所が2度目の時系列表で追加した部分は、追加部分との指摘はせず、原告の反論・コメントを追加しました。
4. 緑色表示部分は、原告第5準備書面添付の時系列表からの追加・修正等の箇所を示します。被告三菱地所が同社の2度目の時系列に追加した箇所に対する原告コメントも含まれます。
5. 被告三菱地所の時系列内容部分の下線は被告三菱地所によるもので意味不明。原告が下線を加えたものではありません。
6. ご理解しやすくするために、被告三菱地所と原告作成時系列のすべての事件を発生日順に、新たに通し番号を日付の左上に付けました。

被告三菱地所提出—答弁書別紙2—時系列表

日時	内容	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
		証拠(ない/争い/ない事案)等	原告証拠	重要事項	原告のコメント
[1] 平成18年 10月11日 初旬頃より	被告三井住友銀行天満橋内海法人部長は、それ以前に原告に紹介した相手が契約違反を犯し契約金の没収(原告の厚意で半額に減額)等原告に迷惑をかけたので、同行の名譽を挽回させてほしいとして、本件土地を三井不動産か三菱地所にぜひ紹介させてほしいと原告に懇願して来た。				
[2] 平成18年 10月18日	被告三井住友本店は天満橋法人部が送った、本件土地の情報(正しいか確認のため、本店法人企業統括部大橋グループ長を原告本会社に派遣した。この時も大橋グループ長もノンリソースローンをやりたいたいと仄めかしていた。				
[3] 平成18年 10月下旬	原告、被告三井住友銀行天満橋支店の担当者を通じ、被告三菱地所の紹介を受け、本件事業の提案を受ける	甲4		争う	甲4は単なる土地の登記簿謄本である。被告三菱地所の時系列記載内容の証拠ではない。 原告の指摘を認め、被告三菱地所は初回の時系列を訂正した。
[4] 平成18年 11月7日	被告三菱地所、原告と面談し、甲5を提示し、スキャンと複製を説明	甲5		重要事項 欠落	原告の指摘を認め、被告三菱地所は初回面談の期日を挿入した。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いなし事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
[5] 平成18年 11月7日	<p>被告三菱地所の時系列記載の11月14日は原告代表者は海外におり面談は虚偽である。</p> <p>被告三井住友銀行本店被告三菱地所担当中口上席部長代理と同行天満橋内海法人部長らは初めて被告三菱地所都市開発事業部の速水氏・鍵野氏ら数名を同行して原告に紹介した。</p> <p>被告三菱地所は大崎フロントタワー(東京)の成功例を強調し、借地契約後、工事中工前被告三菱地所は三菱UFJ銀行東京三菱銀行(当時)らよりノンリコースローンの資金調達を同社ホームページで宣伝していたことで原告を信用させた。(甲5号証の1枚目)</p> <p>申し入れ書2枚目(証拠甲5号証の2枚目)については、スキームは一部であり、重要な点は被告三井住友銀行のからSPCへのエクイティ(出資)と借地権付ローンについて被告三井住友銀行本店と同行天満橋法人部長及び被告三菱地所担当者達2~3名は初めて原告本社に来て条件を原告に約束する書面を提出し、申し入れた。</p> <p>この申し入れ書1ページには、被告三菱地所がアセットマネージャー(特定資産管理処分受託者)他事実上TMKのすべての業務を行うとしている。その上、借地料の支払い優先順位は、SPCの配当、ローン返済より優先する等被告三井住友銀行と共に断言した。</p>		<p>甲5の1枚目</p> <p>甲5の2枚目</p>			<p>原告のコメント</p>

被告三菱地所提出一答弁書別紙2一時系列表

被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否

日時	内容	証拠(ない事 争い)等	原告証拠		被告時系列	原告のコメント
[6] 平成18年 11月14日	被告三菱地所、原告と面談し、甲5を提示し、スキームを説明 原告「本案件は開発用地として取得し、現在事業内容を検討中であるが、置業オプions事業を行うには単独では難しいかと申運害の点で難しいと考えている」	甲5	11月14日は 面談不可 能。原告代 表者は日本 にいない。		争う	被告三菱地所は準備書面(1)で、被告三菱地所担当者と被告三井住友銀行担当者が平成18年11月7日に原告を訪問し甲5号証を渡したことを認めている。(被告三菱地所準備書面(1)4ページ1~3行目)原告の指摘を認め、被告三菱地所は初回時系列の誤りを訂正した。
[7] 平成18年 11月17日	被告三井住友銀行天満橋法人部長代理本田氏は被告三菱地所発行の甲32号証を原告社員横田に手渡した。(甲51号証)横田社員は即時海外の原告代表者堀内にEメールした。この書面は重要であり、被告三菱地所は原告に、TMKの支配権が社内決裁を取るため必要、全ての業務を行う等事実上連結子会社のごとく業務行おうと再度確認している。しかも、共同事業ではなく、「共同事業の精神」と変更してきた。原告代表者の堀内に面談のためアメリカまで行ってもよいとまで示唆している。		甲32 甲51			平成18年11月14日原告と面談などとは虚偽である。
[8] 平成18年 11月29日	被告三菱地所、原告に対し、「東映会館跡地開発についてのご提案(提案書)」(甲6)を提示	甲6		重要事項 欠落	一部 認め、余 は争う	甲6号証の重要事項は、「三菱地所のクレジットで低利資金調達可能」である。被告三菱地所は、同書面でも他に下記の主たる約束をした。 1.SPCCDAM(アセットマネージャー)業務を被告三菱地所が行う。つまりTMKの業務すべてを事実上支配することである。2.借地料の支払いは、配当・ローン返済・管理費より優先。3.地代は消費者物価指数等に連動する等々。被告三菱地所は3回目の約束を書面で提出。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[9] 平成18年 12月6日	被告三菱地所 原告に対し、以下の内容の2006年12月6日付「ご提案」を提示 ・事業シエア三菱地所51% ・借地条件：賃料年2億5000万円+固定資産税4800万円 保証金17億円※ただし、3年毎の賃料改訂を提案 ・総事業費の70%程度をノンリコースローンで調達	甲36	原告証拠	甲36証拠 甲36証拠 他の重要 事項欠落	甲36号証。4回目の確約を、原告と共同事業と言いつつながら、末尾では被告三菱地所は原告の意向も汲みながら共同事業の精神で行うと変えて再度「精神」を強調し、TMKのすべての業務を受託し自社の支配権を断定。総事業費の70%をノンリコースローンで調達と被告三菱地所は再度約束した。
[10] 平成18年 12月20日 頃	被告三井住友銀行天満橋内海法人部長に、これ迄に被告三菱地所と被告三井住友銀行が申し入れて来た条件はすべて承諾と通知し、被告三菱地所担当部長との最終会談を申し入れる。内海部長は直ちに同行本店に連絡したようで、1～2日後に、平成19年1月15日午後3時30分に被告三菱地所資産開発事業部仲條彰規担当部長(当時)他幹部との面談決定。				
[11] 平成19年1 月15日	被告三菱地所、原告と面談 原告「事業割合、地所51%で構わない。保証金20億円・年間賃料2.75億円+固定資産税0.5億の条件であれば、即具体的な協議に移りたい。もう1社(飯外東急不動産)を待たせているので早く回答されたい。」			一部認め 大部分 争う	最終提案原告提示次回結論を出すことを合意。(出席者 被告三菱地所3～4名、原告2名、被告三井住友銀行天満橋内海法人部長、本店より1～2名) 最終提案条件：保証金20億円、賃料2.75億円+固定資産税、3年毎改訂・物価指数又ライド、設計監理：日建設計と三菱地所設計のJV、鴻池組25%参加。これらの提案条件以外は、被告三菱地所の当初よりの提示条件をすべて承諾。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争いなき事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[12] 平成19年1月25日	被告三菱地所、原告と面談 被告三菱地所「先般受けた条件で前向きに進めたい」 原告「スビート懸持って、2月中には基本合意書締結したい」				原告のコメント
[13] 平成19年2月1日	被告三菱地所、原告に対し、「スビート・スウェーブル」基本合意書骨子等を提示			一部認め余は争う	第1回目の基本合意書作成準備会議。被告三井住友銀行内海法人部長も参加して原告本で行う。(出席者:被告三菱地所速水氏他2~3名、原告:2~3名)
[14] 平成19年2月2日	第2回基本合意書作成準備会議。被告三菱地所速水氏(本件窓口担当責任者)が、自社が使っている牛島法律事務所を原告も使うよう示唆。この弁護士ならば基本合意書を被告三菱地所に有利に作成する意図と思われる。原告は拒否。				
[15] 平成19年2月8日	第3回基本合意書作成準備会議が原告本で開催された。出席者、原告、被告三菱地所2~3名、被告三井住友銀行内海法人部長。この会議ではすでに前年12月までに原告は被告三菱地所に主導権等全ての業務を事実上委任することは口頭で決定しているにも関わらず、被告三菱地所主体とする決定を再び要求した。原告は同意した。				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	原告のコメント
[16] 平成19年2 月9日	前日に続き、再び第4回準備会議が原告本社で開催された。被告三井住友銀行もいつものごとく参加した。その後、会議は被告三菱地所本社で行うこととなり、原告はその後電話、Eメール等で被告三菱地所と交渉した。被告三井住友銀行は同行本店不動産ファイナンス部(担当責任者吉岡史人氏)と交渉していた。基本合意書調印が遅れているため原告代表者が被告三菱地所速水氏に請求した処、被告三井住友銀行はローン行であり、基本合意書調印前に事前に承知しておいてもらえばスムーズに行くとの被告三菱地所速水氏の意見であった。速水氏の説明に原告納得。				
[17] 平成19年2 月26日	なぜか再び、原告本社で、理由不明であるが、原告本社では第5回目の基本合意書作成会議があった。出席者、原告、被告三菱地所、被告三井住友銀行内海法人部長他1名。合計7~8名。				
[18] 平成19年3 月23日	基本合意書調印。 基本合意書最終案が、被告三菱地所の牛島法律事務所が中心となり確定し、3月23日被告三菱地所で調印した。被告三菱地所の都合で日付は平成19年4月2日付である。		甲7		
[19] 平成19年4 月2日	基本合意書締結(甲7)	甲7		認める	平成19年3月23日に平成19年4月2日付基本合意書に調印。
[20] 平成19年4 月3日	被告三菱地所本社窓口責任者速水氏より原告社員へのEメールで、調印した基本合意書(甲7号証)裏面に添付されている「仮御堂筋共同ビル/ラスターズケジュール表」でも、を補強した。資金調達は確定しているように記している。		甲7裏面		

被告三菱地所提出一答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い等)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
[21] 平成19年4 月11日	無事基本合意書調印後、慰労会を大阪北新地「吉田屋」で開催した。出席者は、被告三井住友銀行本店大橋氏、天満橋内海前部長・田中後任新部長・本田部長代理、原告代表者他3名。内海前法入部長より被告大和証券がアツフロンツファイアーを高いことを言っている、2千万円に値下げするよう話してほしいと堀内原告代表者は頼まれた。被告大和証券もこの事実を後の平成22年7月23日原告本気で2千万円を認めている。この時点でアツフロンツファイアー(ノンリコーズローンの1回限り手数料)の金額でもめていることは、ノンリコーズローンが決定していたことを証明する。被告三井住友銀行本店の大橋氏もこの2千万円の会話を横で聞いていた。				原告のコメント
[22] 平成19年4 月27日	被告三井住友銀行より、ノンリコーズローン提案書(甲8)提出	甲8			このよう被告三井住友銀行も合意して原告・被告三菱地所の3社共同で作成した基本合意書を被告三菱地所を通じ原告に送付してくることを大菱奇異に感じ、被告三井住友銀行の良識を疑った。被告三菱地所に対しては、被告三井住友銀行に断るよう被告三井住友銀行に通知。被告三菱地所速水氏に伝えると言った。
[23] 平成19年5 月2日	被告三菱地所は、同社に送付されて来た被告三井住友銀行の同年4月27日付ノンリコーズローン提案書を何のコメントも付けずに素知らぬふりをして原告にEメールで送付して来た。原告は奇異に感じると同時に、被告三菱地所速水氏に数日後に電話で拒否した。速水氏は被告三井住友銀行に伝えると言った。		甲8		

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[24] 平成19年5 月11日	<p>上述口頭で拒否後、念の為Eメールを原告社員から被告三菱地所に送付させた。基本合意書に反しない範囲で協力できる処があれば協力する処を検討した。被告三菱地所速水氏にEメールした。その後何の回答もなく、被告三井住友銀行と合意解決したと思っていた。</p> <p>その他、この頃被告三菱地所は、中間法人への出資金原告49%被告三菱地所51%合計金額300万円を、被告東銀リーナスに立て替えて基金を出させると原告に通告した。何か悪だくみがあった様に今では思える。処が2~3日後、今度は東財務局金融監督第4課で都合が悪くなると、財務局をあざむく為、原告が全額300万円を払うことに協議の上合意し原告が中間法人の基金全額300万円を(被告三菱地所の51%も含めて原告が負担)平成19年5月18日中間法人に振り込んだ。</p>		甲40		原告のコメント
[25] 平成19年5 月18日	TMK、本件申請法人設立	甲1			<p>中間法人への基金300万円は、関東財務局の監視をくぐり抜けるため、被告三菱地所の要請で突然原告が被告三菱地所の負担額も含めて全額拠出。</p> <p>TMKも同日中間法人が全額(10万円)特定出資して設立。TMKは中間法人の100%子会社となる。</p> <p>被告三菱地所は、被告東銀リーナスを通じ、中間法人とTMKを完全支配した。</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠がない事案/等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[26] 平成19年5月18日	中間法人とTMK(御堂筋共同ビル開発特定目的会社)同日設立。 被告三菱地所は被告東銀リースに中間法人の基金300万円を全額出すよう指示していたが、当局との関係を心配し、結局原告に全額払わせ、中間法人とTMKを設立し、この両社は被告三菱地所が被告東銀リースを通じ完全に支配した。 原告は、上述5月2日の拒否並びに5月11日原告より被告三菱地所への書面(甲40号証)により、被告三菱地所は被告三井住友銀行と交渉し基本合意書の諸条件をは履行出来ると決定したから中間法人とTMKを設立したと思った。 もし被告三井住友銀行がこれらに同意しなければ設立出来ない。それでも設立するならば、被告三菱地所は被告三菱地所のクレジット(甲6号証)で資金調達する決断をした。				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争いない事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[27] 平成19年6月1日	被告三井住友銀行から被告大和証券に対し、定期借地権設定契約書に関する建書の本文を提示	ZC2、ZC1	ZC1の2枚 ZC2	不知	驚愕すべきは、被告三菱地所は遅くともこの時点(平成19年6月1日)には「定期借地権設定契約書」に関する覚書「(ZC2)」を承知・承諾していたが、定期借地権設定契約書より優先し原告のみがことごとく不利な条件を負わされることとなる書類にもかかわらず原告には一切開示や協議をせず秘密にし、原告と定期借地権設定契約書案の交渉をその後2カ月継続した。原告には、平成19年8月3日に期借地権設定契約書調印後約30分後に初めて大和証券から原告本社にEメール送付された。
[28] 同日	被告大和証券から被告三井住友銀行に対し、「地主さまへの依頼事項(担保関係)」を送付	ZC3	ZC1 ZC3	不知	驚愕すべきは、被告三菱地所は既に6月1日に「地主さまへの依頼事項(担保関係)」(ZC3)の作成を被告大和証券に指示していた。 それにもかかわらず、被告三菱地所は平成19年7月6日までZC3を原告に開示せず1ヶ月以上も秘密にしていた。 被告三菱地所・被告三井住友銀行・被告大和証券の悪意が感じられる。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	原告のコメント
[29] 平成19年6 月24日	被告三井住友銀行天満橋支店田中法人部長(後任)が日曜日にも関わらず、原告代表者が外国に帰るため、本田部長代理を伴って早朝より原告本社に来社した。被告三菱地所は原告の優先出資権(49%)に相当するTMKの被告三井住友銀行よりの債務保証をするような約束をしていたが最近被告三菱地所は保証出来ないという約束を変えて来た。原告に担保を出せ、との主旨であった。			
[30] 平成19年7 月6日	優先出資権は何の権限もなく配当金を受け取るだけであり、原告代表者は不思議に思った。原告は基本合意書に反する為拒否した。田中部長は、原告を信用しており本店にたんかき切つて来るとして帰った。その後田中部長より何の連絡もなく、原告は解決したと思っていた。原告は、被告三井住友銀行本店が基本合意書作成に参加し承諾しており、何をしに来たのか不明であった。 最近知った被告らの原告を騙し陥れる工作のため、嘘の話題を作り原告の状況を探りに来たようである。	甲9		争う 1回目の甲8号証を拒否したにも関わらず同じような文面の三井住友銀行のノンリコーズ提案書を再度被告三菱地所は原告に送付した。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠		原告のコメント
[31] 平成19年7 月6日	被告三菱地所(速水氏)は、既に原告が断っている被告三井住友銀行のノンリコーズローン提案書(7月3日付)(甲9号証)を再度原告にEメールで転送して来た。同時に、Eメール添付で「地主様への依頼事項(担保関係)」と称して基本合意書を根本より事実上変更する依頼書を原告に送付して来た(乙C3号証)。同Eメールでは、来週水曜日(平成19年7月11日)原告に説明すると原告が了解していないことを承知しながら、被告三井住友銀行のノンリコーズローン提案書を概ね了解する方向で考えていると被告三菱地所は強圧的に原告を押しつけた。ようとした。		甲9 乙C3		
[32] 平成19年7 月9日	同時に、被告三菱地所速水氏は、被告三井住友銀行や被告大和証券には原告に了解を得るのでその後は堂々と覚書等交わせば良いとEメールしていたが、そのような被告三社の通信は原告には一切秘密裏に交わされていた。 最近平成26年5月2日被告大和証券より提出された驚愕すべき証拠(乙D3号証)によると、被告三菱地所窓口責任者速水徹氏は、被告大和証券甲斐部長にEメールで被告三社が企てた詐欺的行為を原告に了解を得ますと断言し、その後は堂々と覚書等を交わせばよいと指示した。 それ迄の数々の被告三菱地所・被告三井住友銀行・被告大和証券の詐欺的企みは、原告に強引に承諾させその後は堂々と書面を交わせば良いと、原告や原告と交わした契約や合意を全く無視して、原告を腕力で押さえつけ詐欺的行為を原告に承認させる自信を示し、手回しよく書面まで作成の手配を指示していた。原告はその事実を最近初めて知った。		乙D3		

被告三菱地所提出一答弁書別紙2-時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いなど)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[33] 平成19年7 月11日	被告三菱地所、原告を訪問し、「地主さまへの依頼事項(担保関係)」について説明	ZC3	ZD3	重要部分 欠落、原告は断った。	下記原告時系列内容ご参照。被告三菱地所はこの日以降は堂々と書面を交わすとEメールしながらその後も堂々と原告に書面を開示しなかつた。
[34] 平成19年7 月11日	被告三菱地所速水が原告本社にきた。原告は上述(7月6日)の文面2通(甲9及びZC3)は基本合意書や後に締結予定の定期借地権設契約書に反するためすべて拒否した。				上述のように、被告三菱地所は被告大和証券には原告に説明する助けとして6月1日に同書面(ZC3)を作成させておきながら、1ヶ月以上も原告に見せなかつた。しかももつと重要なZC2(覚書)も遅くとも6月1日には承諾しておきながら原告に開示しなかつた。被告三菱地所を全く信用しきつていた原告を騙す意図が被告三菱地所になければ、ZC2とZC3は同時にセットでもつと早い時期に原告に見せて原告と協議するのが筋道である。
[35] 平成19年7 月11日又 は同月12 日	被告大和証券、被告三菱地所から上記平成19年7月11日の被告三菱地所の原告訪問について説明を受ける		ZD4	重要部分 欠落、原告が断つた事実を説明していない。	下記原告時系列内容ご参照。7月11日11日の原告との面談以降、被告三菱地所は原告と「堂々と」書面を交わすより「まぎれこませた」方が良く原告を騙すように指示している。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[36] 平成19年7月12日	最近被告大和証券より提出された証拠(乙D4号証)によると、上述7月11日被告三菱地所速水氏に被告らが企んだ詐欺的契約書の変更を原告に完全拒否されたから、翌日7月12日被告三菱地所速水氏は被告大和証券大原洋平氏に電話し、前日(11日)原告代表堀内者に面談したとし、原告をだますためそれ迄被告大和証券が作成した覚書等を一旦白紙にしてどこかのパソコンで「まぎれこませた」方が良いと思っていると原告をだます書面を作成させる指示をしている。		ZD4		原告のコメント
[37] 平成19年7月18日	被告三菱地所から原告、被告三井住友銀行、被告大和証券に対し、その時点での定期借地権設定契約書案を交付(同月19日、原告が、定期借地権設定契約書案7条7項に關し、保証金の返還に付き別添覚書を作成予定があることを前提とするコメントを行う)	甲52、乙C4、乙C5	原告第4準備書面12頁第2～14頁、17頁第3～19頁	被告三菱地所送付したことは認められるがその後の(同月19日…行う)は否認	既に原告準備書面で主張の通り、被告らは真実を歪曲して主張している。被告らは共謀して原告に隠して本件覚書(乙C2)を作成していたのであるから、原告はその書面を知る由もなかった。7条7項に關する原告のコメントは本件覚書(乙C2)とは全く無関係なものである。
[38] 平成19年7月18日	前の週(7月11日)被告三菱地所は被告三井住友銀行の基本合意書等に反する提案書(甲9号証)を原告に承諾させるつもりで来社したが原告に拒否され、止むを得ず正常な基本合意書に合致した従前と同様の定期借地権設定契約書(案)を、原告・被告三井住友銀行・被告大和証券に送付した。原告は異存はなかった。		甲52		

被告三菱地所提出 答弁書別紙② 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争い(ない)事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	争う	原告のコメント
[39] 平成19年7月25日	被告三井住友銀行より、7月19(20)日付(ソニー)コーポレーション提案書(甲10)提出	甲10の1、甲10の2		宛先名相違		被告三井住友銀行は知りながら基本合意書に反する提案を被告三菱地所宛てに送りccで原告に送付し、原告は奇異に感じた。基本合意書は被告三井住友銀行も参加して作成し、被告三井住友銀行も同意していた。この被告三井住友銀行の提案書は、被告三菱地所の指示で原告に送付した。(乙D4号証③今後の進め方ご参照)被告三井住友銀行が原告に送付した提案書は全て被告三菱地所の指示で出したようである。なぜなら、被告三井住友銀行は基本合意書作成に参加して合意しており、このような書面は出せないし、もし出せば被告三菱地所は直ちに拒否する義務がある。被告三井住友銀行の意思でないことがこの書面よりうかがえる。
[40] 平成19年7月25日	被告三井住友銀行より、またまた何度も断っているソニーコーポレーション提案書が送られて来た。これ迄と違うのは、初めて被告三井住友銀行よりccではあるが直接送付して来たことである。被告三菱地所宛てで、この内容は未完成であること、被告三菱地所の要請で送る等の意味は不明の主旨で送付して来た。当時米国に滞在して原告代表者は、被告三菱地所宛てであり、何か被告三菱地所との間に問題が発生したのか?と不思議に思っている(この条件でも被告三井住友銀行はローションは決定していないとしている)、明日(翌日米国時間)にでも被告三菱地所に問い合わせようと考えていた。最近被告大和証券より提出された乙D4号証によれば(「③今後の進め方」ご参照)被告三井住友銀行より送られた意味不明のローション提案書も被告三菱地所の指示で被告三井住友銀行は原告に送付したようである。		甲10-1 甲10-2			

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
日時	内容	証拠(ない事 争いなし等)	原告証拠	原告のコメント
[41] 平成19年7 月26日	被告大和証券から原告に対し、定期借地権設定契約書案を送付	争いなし		当時被告らは色々画策しているように感じていたが、基本合意書を守る決断をしたとその時は信じた。
[42]	原告から被告大和証券に対し、上記定期借地権設定契約書案に対するコメント送付	乙D5の1、2		
[43] 平成19年7 月26日	翌日被告大和証券は、被告三菱地所が上述7月18日に関係者全員に送付した基本合意書とほとんど同じ定期借地権設定契約書案(甲52号証)を原告・被告三菱地所・被告三井住友銀行関係者全員にEメールし、賛否(コメント)を求めた。すぐさま被告三井住友銀行は賛成(コメントなし)と返信し、引き続き被告三菱地所もコメントなしと賛成した。原告も一カ所小さい修正を提案した以外基本的には賛成した。原告はこれでやつと被告三菱地所や被告三井住友銀行は当初の合意通り実行する決定をしたと思った。		甲52	
[44] 平成19年7 月31日	被告大和証券が被告三菱地所・被告三井住友銀行らと緊密な連絡のうえ中心となって、定期借地権設定契約書を完成したと連絡があり、翌月8月3日午後2時より被告三菱地所で調印が確定した。(契約書の日付は7月31日。)(既に数日前より被告三社は調印日を決定していた。)			
[45] 平成19年8 月3日	原告、TMKの間で定期借地権設定契約(甲11)締結(契約書日付は7月31日)	甲11		認める
[46]	被告大和証券から原告に対し、関係者間協定書(原文文) 文(甲12)、覚書(甲13)の送付	甲12、甲13		争う
				定期借地権設定契約書調印(約30分位)後、先程調印したばかりの定期借地権設定契約書も4ヶ月前に調印の基本合意書も根本より形骸化する驚愕する書面であった。これらの書面がすべてに優先することになると記している。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
日時	内容	証拠(ないし争いない事実)等	原告証拠	原告のコメント	
[47] 平成19年8月3日	定期借地権設定契約書は同日15時頃迄に調印完了し、原告代表者が被告三菱地所を辞した約30分後、被告大和証券は被告三井住友銀行が作成した甲12・甲13の驚愕すべき契約違反の、それ手迄に調印した基本合意書や定期借地権設定契約書を崩壊させる文書を送付していた。(同日付15時34分発信)(本書を原告代表者が受信したのは、米国時間同月7日〔日本時間8日深夜〕であった。)三社共謀の詐欺的行為である。		甲12 甲13		原告はノンリコースローンを拒否する権限はない。アセットマネージャーの被告らが承諾した基本合意書や定期借地権設定契約書のスキームであれば被告三菱地所はアセットマネージャーとしてローン契約を調印する義務がある。
[48] 平成19年8月8日	原告代表者から被告三菱地所、被告三井住友銀行及び被告大和証券に対し、電子メール。上記被告大和証券の期係者簡契約書(甲12)及び書(甲13)について、訴外(子エ)社の投資家代理人から原告に対し、「被告三井住友銀行の一方的主張が記載されておき、被告三井住友銀行は原告と被告三菱地所が合意した契約内容に同意しておきながら一方的変更をすることが理解できない。被告三井住友銀行から融資を受けることは止めたい方が良い」との指摘があつたため、このままのスキームでプロジェクトを進めることは非常に困難な状況になった旨の報告、及び、融資玉を原告に変更する旨の提案	甲37		表現は重要な処で虚偽 争う 送付があつたこととは認め	被告三井住友銀行や被告大和証券に被告三菱地所と原告が騙されたという原告は勘違いして(当時)原告の厚意でTMK(被告三菱地所)を助けるべく実質被告三井住友銀行から借り入れるより大幅に低い金利でローンを申出た。

被告三菱地所提出一答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い等)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
[49] 平成19年8 月8日	<p>原告は上述8月3日被告三井住友銀行よりの文面に対する原告親会社の代理人の何の権限もない人の意見を被告三菱地所に伝え関係者にccでEメールした。(甲37号証)このままのスキームでは進めるのは困難との主旨を通知。既に被告三菱地所も被告三井住友銀行も合意した基本合意書や定期借地権設定契約書のスキームなら異議ない。原告はローンを通る権利もないし、断っていない。</p> <p>原告は、被告三井住友銀行に被告三菱地所もだまされたと勘違いし、被告三菱地所に申し訳ないと思い、原告グループよりの、被告三井住友銀行と同条件でのローンを提案した。(原告グループよりの借り入れは、アップフロントファイも必要なく、担保も登記留保すればTMKIは担保設定費用が掛らず、被告三井住友銀行のローンよりTMKIにとっては実質大幅に低金利となる。)</p> <p>被告三社(三菱地所・三井住友銀行・大和証券)らは一社も何の回答もせず放置した。もし原告が送付したEメールが被告らとの約束に違反したのなら、被告らから直ちに異議があった筈である。</p>		甲37			原告のコメント

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争いがない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[50] 平成19年8月頃	原告からの「原告ローソンの提案につき、被告三菱地所による拒絶」	争いなし			争う
					<p>原告のコメント</p> <p>日付不確定。平成19年8月17日である。重要事項欠落。</p> <p>8月17日原告被告三菱地所と電話会議。</p> <p>原告は当時、原告も被告三菱地所も被告三井住友銀行と被告大和証券にだまされたと勘違いし、被告三井住友銀行が原告を被告三菱地所に紹介した責任を感じ、原告グループよりローソンをして謝罪したいと考えたが、被告三菱地所は簡単に断った。その為一層被告三菱地所を信用しませんでした。</p> <p>なぜなら、翌月に迫った10億円の保証金をTMKが支払うのに原告のローン申し入れを断ることは、被告三菱地所はやはり当初の約束通り自社のクレジットで資金手当をしていてと原告は思った。</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
[51] 平成19年8 月17日	<p>原告は米国よりNTTのコンファレンスコールにて、上述8月8日原告よりの被告三井住友銀行の被告三菱地所に対する背信行為による基本合意書と定期借地権設定契約書に違反する行為を謝罪の意味も含めてローンの意思を伝えた。処が被告三菱地所は原告にはローンを行う資格がない等を理由として電話で即時断った。</p> <p>もし被告三井住友銀行が既に承諾しているローンをしないうでTMK(被告三菱地所)が真に困るなら、被告三菱地所は原告のローン提案を審議していくらでも合理的に解決する道はあった。例えば、前述平成19年5月中間法人の基金300万円を被告三菱地所は全額契約に反し一方的に被告東銀リースに一旦振り込ませると原告に通知しながら、当局で問題が出る恐れがあると解ると、今度は原告にこの300万円を全額払わせたとのよう方法でも相談出来た。(例えば、被告三菱地所と原告以外より出す、外部に頼む、契約でローンする、義務のない追加優先出資をして原告の新たな権利を決定する等々。)</p> <p>それを一方的に電話で断ったことは、被告三菱地所は会社の信用上、当初より被告三菱地所のクレジットで長期資金調達可能として原告に基本合意書まで調印させた手前自社で調達する覚悟を決めたと勘違いし(翌月には保証金の50%に相当する10億円の支払いが決定している)、一層被告三菱地所を原告は信用した。同時に、被告三井住友銀行が背信行為をしたことを、原告代表者は被告三菱地所速水氏に謝罪している。</p>					原告のコメント

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いなし事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[52] 平成19年9 月5日	被告三井住友銀行本店不動産フアインダンス営業部吉岡史人氏(本件ローン担当責任者)は同行天満橋法人部長田中氏を伴って原告に事務的ミスのためご迷惑をかけたとして謝罪に来た。原告は事務的ミスのような問題でなぜ謝罪に発生から1ヶ月もかかるのか一層疑いを持った。また何か悪だくみを考えているのか?と真剣に取り合わなかった。何か悪意のある目的がなければ、謝罪などのために1ヶ月も経過してから来社する必要は全くない。原告がそれ迄に被告三井住友銀行と具体的なローン交渉など一切したことはない。すべてアットセツネージャの被告三菱地所が行っていた。				
[53] 平成19年 10月4日	原告、TMKの間で第2回目定期借地権設定契約締結	甲14、甲15		認める	
[54] 平成19年 10月25日	被告三菱地所、TMKの間で特種契約締結	甲16		認める	
[55] 平成19年 11月6日	被告三菱地所、原告、TMKの間で優先出資者間協定書 [原文スキャン]締結	甲17		認める	正しくは「優先出資者間契約書」である。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	虚偽 争う	原告のコメント
[56] 平成20年1 月17日	東京銀座8丁目「すし銀川にて、被告三菱地所小野真路執行役員(当時)は同社幹部社員・原告ら5名の前で、前年8月の被告三井住友銀行のローン違約について、「三井住友の野郎はしょうがねえやつだ、締め上げてやる」と店に入ってくるなり大きな声で突然怒った。やはり被告三菱地所も被告三井住友にだまされたと原告は再び思い、当時は被告三菱地所に負い目を感じた。この出来事が原因として作用し、当時迷っていた優先出資残額約12億円を繰り上げ出資しTMKを支援することを原告は決断した。					原告のコメント
[57] 平成20年2 月7日	原告代表者、被告三菱地所に架電 原告「原告の優先出資について、出資時期を早めたい。証券外子会社に譲渡時に、優先出資権利がつかないようにするため、本年6月に一括して行いたい。」				虚偽 争う	2月7日は米国時間2月6日である。原告代表者は当日はロスアンゼルス・ニューヨーク機中であり、当日は電話不可能。2月7日は被告三菱地所ニューヨーク子会社幹部と会議・ロッキングエラー幹部らやその他の会社との会議出席等で電話不可。急いで東京に国際電話をかける用件ではない。ニューヨークのリップカールトプへの支払いにも個人の携帯電話にもそのような電話代は含まれていない。2月8日はニューヨーク・成田機中である。
[58] 平成20年2 月 ～ 平成20年6 月頃迄	被告三井住友銀行が原告を被告三菱地所に紹介させた責任も感じ、TMK支援のため、優先出資金全額の繰り上げ払いを申し出た。被告三菱地所は原告にお願い書を出せと指示し文案を口頭で提示したので、原告はその通りお願い書を出した。そのすぐ後、原告は確実な投資利益の出そうな案件が出たため繰り上げ払いを元の契約通りに戻してほしいと被告三菱地所に申し入れたが、被告三菱地所は拒否した。原告は止むなく12億円余りの繰り上げ資金を別口座に保管しその後払い込んだ。					

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争い)の事	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[59] 平成20年2月29日	原告、被告三菱地所あての「お願ひ、書」において、原告が「旅外子エ」社に対し、優先出資のための余剰資金を付したままであることの説明がつかないことから、優先出資予定分残額金額の1億7600万円を、平成20年6月に払込みたし留連絡	原告作成にかかると平成20年2月29日付「お願ひ書」(乙1)		一部認め大半争う	具体的に被告三菱地所より文面で指示を受け、「お願ひ書」として被告三菱地所宛てに出せと要求された。「お願ひ書」提出直後に原告は撤回を申し入れ元の契約通りに払い込みたいと被告三菱地所にお願ひしたが、既に原告からの書面が出ているとして被告三菱地所は原告の撤回を強く拒否した。原告は止むなく繰り上げて払い込んだ。
[60] 平成20年3月24日	寛濤(優先出資者間協定書[原文文]変更)(甲16)締結	甲16		認める	正しくは「優先出資者間契約書」の一部変更である。
[61] 平成20年4月～6月	訴外鹿島建設からの工事費増額要求を受け、被告三菱地所・原告、訴外鹿島建設の間で協議(訴外鹿島建設との交渉については、原告からの了解を得て行っていた)			争う	原告は話を聞き値上げは約束が違ひ反対したが、反対意見を通す権限はない。
[62] 平成20年6月24日	原告、被告三菱地所、被告三菱地所設計で協議 被告三菱地所、工事費に関する訴外鹿島建設との交渉方針について原告に対し提案			争う	原告は話を聞いたが賛否の決定権限はない。工事中止も進言したが権限なく無視された。
[63] 平成20年7月1日	被告三菱地所、原告に対し、上記交渉方針で訴外鹿島建設との交渉を進める旨確認			争う	原告は話を聞いたが賛否の権限はない。被告三菱地所は開発及び特定資産管理処分受託者(アセットマネージャー)の権限で単独で行える。(但し基本合意書と定期借地権設定契約書の範囲内に限る。)
[64] 平成20年7月7日	被告三菱地所、原告に対し上記交渉方針で訴外鹿島建設との交渉がまとまらず、新たに工事費として4000万円を出し、原告から承諾を得る			事実でない。争う	被告三菱地所は鹿島建設に1億4千万円値上げしたい、その内1億円は設計変更して支払い4千万円にした。実質1億4千万円の値上げとなる。原告には承諾や反対の権限はない。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いがない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[65] 平成20年6 月24日～7 月7日	6月24日、被告三菱地所・被告三菱地所設計らは、原告本 社で(原告代表者は米国より電話で参加)鹿島建設への決 定している工事代金を上げたことで強引に原告を説得した。 原告は工事は中止した方が良いと進言したが、被告らは無 視した。原告には中止させる権利はなかった。 翌月7月7日、小野真路路執行役員は鹿島建設に1.4億円の 実質値上げをして鹿島建設に発注を決定し、原告には反対 する権利はなく、止むべく合意した。				
[66] 平成20年7 月	TMK、藤外産業建設との間で請負工事契約の内容に関し 合意	甲20、甲21		7月14日 調印	当初は発注に反対したが原告に権 限なく同意。
[67] 平成20年8 月1日	流書(優先出資者間協定書変更)締結	甲19			認める
[68] 平成20年8 月26日	原告、優先出資11億7660万円引当	原告作成に 係る平成20 年2月29日 付「お願ひ 書」(乙1)			一部認め 余は争う 当時TMKにこの資金は必要なく、資 金を運用して利益を上げることが繰 り上げ出資の条件の一つになってい たが、被告三菱地所(TMK)は被告三 井住友銀行にもうけさせるべく一銭 の利息もつかない普通預金に入金し て長期間放置した。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争い)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[69] 平成20年9月15日	リーマン・ブラザー破綻			争う	リーマン・ブラザー破綻は本件に無関係。基本合意書第4条(4)、定期借地権設定契約書第5条2にてリーマンのような経済変動は契約条件の変更理由から除外されている。(借地借家法第11条の規定は適用されない条件)
[70] 平成20年9月25日	被告三菱地所、リーマン・ブラザー体制について、マヌーリーヌ方式を原告に対し提案し、承諾を得る			争う	証拠提出を求める。
[71] 平成20年10月10日	原告の従業員から被告三菱地所に対し、午前11時19分付のメールにおいて、原告の優先出資の99.9%または100.9%を被告三菱地所に対し譲渡することを提案(価格は当時の不動産市況を考慮し、当初出資額の半額程度とすることを提案)	争いなし		認める	
[72] 平成20年10月14日	原告、被告三菱地所との電話会議において、私路上的の場金目上目的で、原告の優先出資を被告三菱地所又は訴外子エン社へ譲渡することを提案			一部認め 余は争う	原告は価値のない資産を計上して株主に粉飾決算を出来ないため。
[73] 平成20年10月23日	被告三菱地所から原告に対し、午後1時2分付のメールにおいて、原告の優先出資を被告三菱地所へ譲渡する旨の提案を発送するとともに、訴外子エン社に対し譲渡する旨の提案を承知した旨報告	争いなし		認める	
[74] 平成20年10月31日	TMK、訴外鹿島建設に工事代金内金9億9540万円支払	甲20		認める	

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い 争い 争い)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		原告のコメント
〔75〕 平成20年 11月18日	被告三菱地所、原告と面談し、市場の激変によるリーマン ショック戦略変更につき協議 原告「市場が激変しており、本性ドルについては、6割も 埋まれば大成功、費用に關しては、2割程度の下落を想定 主なければ採れない」 被告三菱地所の本件建物に關するマスターリースのマネジ メントについて説明する説明及び今後の交渉について 原告 承認				一部認め 余は争う	市場が悪くなったからと言って、基本 合意書や定期借地権設定契約書の変 更はない。借地借家法第11条は適 用しないと明記されており、経済変 動は契約に影響しない。それをあえ て変更するならばアットセブナー として原告への謝罪とお願いが必 要。被告三菱地所は原告に義務の ない繰上出資すら原告にお願い書 を書かせている。
〔76〕 平成20年 12月	原告、訴外エム社に対し、TMK優先出資証券を譲渡				一部認め 余は争う	原告はTMKへの優先出資権49%の 約50%を譲渡した。全部ではない。
〔77〕 平成21年2 月27日	被告三菱地所、原告と面談 、被告三菱地所、原告に対し、借地料値下げと、金融機関 からのローン調達を想定していた約63億円について原告が ローン調達を拒絶したことを受け、①今後追加出資により 事業を継続した場合、②出資を取りやめた場合、③事業を 継続しつつ原告が資料を引き下げた場合の各想定シナリ 才を提示				原告・被 告の面 談は認 め、その 余は争う	原告はローン調達を拒絶していな い。被告三菱地所は被告三井住友 銀行に同意していたローンを実行さ せる義務があった。被告三菱地所仲 條彰規部長が、工事中止を原告に 提案した。意味不明の話が多く、原 告を混乱させようとすると感じる話 が多く、書面ですすよう求めた。
〔78〕 平成21年2 月27日	原告代表者から被告三菱地所に対し、午後1時2分付の メールにおいて、①訴外産屋建設に工費をストップさせた場 合の費用の概算、②平成20年12月末のTMKの決算書、③ 平成21年2月末時点のTMKの現金残高、④被告三菱地所 の支払期日と金額の内訳について、会社を問はばすべ分 かるのだが、会社には内密にしたいので、被告三菱地所か ら教えてほしい旨連絡				一部認め 余は争う	①工事のストップは最初に被告三菱 地所が言い出した。それを聞いて、 原告代表者は費用は幾ら掛かるの かと質問した。②原告社員達に被告 三菱地所の本件に対するいひ加減さ を知られないよう同社の信用を守る ため原告の会社には内密であると伝 えた。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[79] 平成21年2 月27日	被告三菱地所仲條彰規部長(当時)はリーマンショックを理由として資金の借入れが出来ないとか工事中止とか、基金本合意書や定期借地権設定契約書に反する申し入れをしてきた。 SPCは事業着工時にはアセットリネージャーの信用で資金調達を決定しておくのが基本条件である。				原告のコメント
[80] 平成21年3 月2日	原告代表者から被告三菱地所に対し、午前1時33分付のメールにおいて、原告には内容に、平成21年2月27日付で被告三菱地所から原告に対し提出された概要シートを基に、原告の投資家に対する説明資料として(1)本件事業が破産となっていること、(2)被告三菱地所が概要シートを封鎖したこと、(3)原告の優先出資は当初より繰り上げて入金されているが、本件事業は工事を完了時には破産するであろう趣旨のペリシターを付した上、当該概要シートを原告に送付してほしい旨連絡 被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後7時12分付のメールにおいて、TMKの作成途中の契約書、通帳の写し、優先出資間契約を送付			一部認め 虚偽等 争う	被告三菱地所は独自の判断で、原告の希望通りには行っていない。尚、原告代表者は海外からEメールを送付したのであり、その時間を日本時間に換算すると日本時間午前1時33分となるだけであり、深夜にEメールを送付したのではない。更に、被告三菱地所送付書類の記載のうち、TMK作成途中の「契約書」は虚偽で、正しくは、TMK作成途中の「決算書」である。しかも、送付された決算書等は正確な時価が附則で説明されておらず、粉飾の程度は不明であった。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争い/争い等)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
[81] 平成21年3月3日	被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後3時0分付のメールで原告宛のシタールを送付し、上記シタール案の確認を要請				原告のコメント 最も重要な添付書類を被告三菱地所は故意に外して原告をだました。この重要部分は、既に手渡していたと被告三菱地所は弁明した。原告は受取っていない。本文は正式書面であり、同時に添付書面も付けて送付するのが義務である。
[82] 平成21年3月3日	被告三菱地所小野真路執行役員(当時)は、重要な書面の最重要部分を故意に外し原告にEメールし、基本合意書や定期借地権設定契約書に反する一方的な通告とも取れる申し入れをして原告を故意にだまして合意させようとした。平成19年8月17日に原告のローン等(交渉すれば優先出資に変更出来た)等の申し出を失礼な態度で協議もせず拒否しながらである。(この当時は被告三井住友銀行や被告大和証券を利用して、TMKを行語らせ二東三文でTMKや土地を取る計算であったため、原告よりのローン等には同意しなかった。)当然原告は契約に反する申し出は承諾出来ない。原告の賃料は約半減して自社の高価なフイヤーや設計監理料等は一切値下げせず当初の規定通りに取って原告みに負担を負わせ原告を食い物にする提案であった。				
[83] 平成21年3月4日	原告代表者から、被告三菱地所に対し、午前1時29分付のメールで上記シタール案(本件建物から得られる収益及び想定売却価格の見込みは、当初計画より大幅に下方修正することを余儀なくされたこと等)に異存はないので、直ちに印刷の上、原本をシタール社の訴外チャット社に送付してもらいたい旨連絡			争う	最も重要な別紙シタールが故意に添付されておらず、原告は勘違いさせられた。原告の土地賃料は固定資産税を含めると実質契約賃料の約半値以下に下がるが原告にはすべて理解出来ないような、紛らわしいもの調子の書類であった。一方、被告三菱地所は当初の規定通り高額のフイヤーと設計監理料等を100%取るという原告を馬鹿にした案であった。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争いない事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
[84] 平成21年3月11日	被告三菱地所、原告と面談し、原告の依頼に基づき、本件建物工事を中断した場合の法的整理及びコストについて説明 原告代表者より、原告の投資家に対し、原告が被告三菱地所に譲歩する理由に関する説明を求められているが、海外投資家のため、原告が被告三菱地所を数引先に持つメリツトを理解してもらえない旨普及。4月5日から10日に大津の投資家に事情を説明する機会があるので、それまで被告三菱地所と情報交換しながら検討していきたい旨の発言		原告証拠	争う	工事中止は被告三菱地所が案として持ち出したもので、原告はいくら費用が掛るのか等と質問した。「法的整理」など出ていないと思う。文言が事実と異なるように思われる。被告三菱地所はポテツトに録音機を隠している場合が多く、録音の提出を求め
[85] 平成21年4月10日	被告三菱地所、原告との電話会議において、平成21年3月3日付シタナーの内容について補足説明の上、当初想定額の63億円のローン調達が可能かを確認した。追加出資として31億円の調達が可能かを想定シタナーのため、本件借地権を投資するために必要な想定シタナーの旨説明 原告より、訴外チエツ社の投資家も含めて継続協議する旨回答			争う	被告三菱地所は、平成19年8月17日原告投資家よりの63億円ローン申出を尻理屈をつけて失礼な態度で断りながら、状況が変化するとまた資金援助を申し込み、出資する気持ちにはなかつた。契約上原告には一切追加出資の義務はない。但し被告三菱地所がアセットマネージャー(特管者)としての責任違反を謝罪し協力を申し出れば考慮の余地はあつた。
[86] 平成21年4月13日	被告三菱地所、原告に対し、資料減額を行わなければ、T&Kが債務不履行に陥る旨と、かかる判断に至ったプロセスを説明			争う	借地借家法第11条は適用を除外されておき、原告に資料減額の義務はない。しかし被告三菱地所がアセットマネージャーとしての責任を謝罪し協力を要請しておれば検討していた感じはする。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争い/事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント	
[87] 平成21年4月27日	原告より、被告三菱地所に対し、本件事業は全て被告三菱地所に任せられた事業である旨記載の書面送付				認める	被告三菱地所は平成18年11月7日被告三井住友銀行と同行して、以後数回に亘り同行を介して、また一体である基本合意書においても、被告三菱地所はアットセットマネージャー(開発及び特定資産管理処分受託者)としてTMKのすべての業務を被告三菱地所が行うことを原告は承知していた。基本合意書でも、原告は一切重要事項の権限をはく奪されている。
[88] 平成21年4月30日	被告三菱地所、原告と面談し、原告に、賃料減額・共同の追加出資を要請したが、原告は、賃料減額を拒否				概ね認める	定期借地権設定契約書に賃料減額(改訂)の要件が明記されている。それを無視して減額せよと言うなら、当然責任者として謝罪の上真摯に依頼するならば検討した。原告に追加出資義務はない。
[89] 平成21年6月8日	原告より、被告三菱地所に対し、計画建物の取得希望者がおり、検討に当たりデューデリジェンスの実施を希望している旨報告				概ね認める	被告三菱地所はこの話に乗らなかつた。本件ビルは他に一棟貸しで決定している感であった。原告の調査では相手は三菱UFJニコスである。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[90] 平成21年6 月12日	被告三菱地所 原告に対し、建物工事の交渉経緯等に関する説明資料を送付し、本次鹿島建設と交渉を行っていた点を説明			一部認め る	逐次鹿島建設と交渉を行っていたことなど原告は聞いていない。たまたに聞いた程度である。契約上、基本合意書と定期借地権設定契約書の範囲内であれば原告に説明する義務はない。
[91] 平成21年7 月1日	被告三菱地所小野正路執行役員(当時)が単身原告事務所まで原告代表者と面談。席上小野執行役員は、今後は自分が全面にでて本件をまとめると原告代表者らの前で断言し、いつでも互いに連絡が取れるよう携帯電話番号を交換したいとして原告代表者らの携帯電話番号を聞き出し、更に、本件解決のため被告三菱地所代表者らへの通信文の送信を控えてほしいと要求した。これより早い段階で、原告は被告三菱地所による携帯電話の盗聴を心配し、小野執行役員の知らない外国の電話番号を使用して、小野で、公の日本の携帯電話番号は教えた。				原告は小野氏の言葉を信じて同氏の要求に応じ、その後本件諸問題に関する被告三菱地所宛て通信文の送付を控え、被告三菱地所による円満解決を待っていた。しかし、小野氏は何ら解決をしようとせず、原告代表者に電話一本かけて来たこともなく、被告三菱地所小野氏らはその後も原告を陥れるような態度を変えなかった。小野氏の約束違反により、その後原告は通信文の送付を再開した。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし等) 争い(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	争う	原告のコメント
[92] 平成21年7月22日	被告三菱地所 原告 訴外子エン社と面談 原告より、本件事業の計画当初から現時点までの経緯に係る認識につき説明、被告三菱地所設計の業務内容につき疑義がある旨発言 被告三菱地所より、今後の取り進めの方角性(長期保有シナリオにてマーケティング計画)回復を見込も、今後の必要資金について追加出資を検討、被告三菱地所 被告三菱地所設計のフューチャード、本件借地権契約の資料減額)を提案				争う	担当の伊藤裕慶代表取締役専務執行役員と初めて被告三菱地所の一方的な要望のごとき話しかがあった。それ以外には誠実な提案などはなかった。会議の帰り間に、出所不明のちらしのような用紙を一枚渡された。
[93] 平成21年8月7日	被告三菱地所 原告と面談 平成21年7月22日付提案に対する原告の検討状況を確認したが、進捗なし				争う	平成21年3月3日、小野真路執行役員が重要書類を故意に省き、原告だけに土地賃料を約半額に値下げさせ、被告三菱地所からは当初決定通り報酬を全額取ると言うアセットマネージャーの責任を一切取らず取らないという不誠実な行為を行わず自分の責任を明確に果たしておれば、話し合いが出来たが、原告の信頼関係を破壊させた後では手遅れであった。
[94] 平成21年10月5日	被告三菱地所より、原告、訴外子エン社に対し、TMKに原告、訴外子エン社が20億円、被告三菱地所が(20億8200百万円)原告文書)を出資し、残る必要資金について金融機関等のローン、社債発行による資金調達を照る旨提案				争う	もし事実なら、いつものとく当初と同じことを繰り返しているようである。また金融機関等から借入れると当初の実行しなかった計画を持ち出し、被告三井住友銀行と被告三菱地所・被告大和証券らが原告をだまし討ちした時と同手法。
[95] 平成21年10月16日	被告三菱地所より、原告、訴外子エン社に対し、本件建物売却についても検討する必要があると考えている旨報告				争う	

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠		原告のコメント
[96] 平成21年 11月10日	被告三菱地所伊藤裕慶代表取締役専務執行役員が本件に深く関わった。本件に詳しい管理部と都市開発部の部下3名と共に、原告に来社。 伊藤代表取締役は、原告には、それ迄に小野真路執行役員が命令調で失礼極まる言動で要求していた追加優先出資の義務はない、それ迄小野執行役員の言った土地賃料値下げ等の依頼は撤回する等の主旨の言明を誠実にされた。その上、12月9日に被告三菱地所本社で円満解決するとの話し合いが成立した。原告はこの方となら解決すると言じた。				
[97] 平成21年 11月19日	旭が、被告三菱地所が録音したこの会議のテープ起こしを原告が要求した旭、被告三菱地所が拒否し、これが原因で会議は中止、その後原告は大幅に遅れてテープ起こしを行った。被告三菱地所他の者より伊藤専務の円満解決の約束を履行させない力が働いた感じがした。責任問題発生？ 別訴(被告鹿島建設・TMK)で判明したことであるが、上述被告三菱地所伊藤代表取締役が原告を来訪した約1週間後、平成21年11月19日、被告三菱地所は鹿島建設との会議で「決して迷惑をかけない」ので竣工に向けて予定通り工事を進めてほしい」と工事代金支払いを口頭で鹿島建設に保証した。				
	原告はこの口頭保証は一切知らない。被告三菱地所によるこの保証の件は原告と鹿島建設の別訴において鹿島建設が裁判所に明確に書面等で明かしたため初めて知った。このような保証を被告三菱地所が原告に事前にも事後にも何の通知もせず単独で行っていたことは、被告三菱地所がTMKは自社の一部であると承認していた証拠である。もしそうでないなら、このような高額(約40億円)の口頭保証など当然原告に事前に通知する義務がある。				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
<p>【98】 平成21年 11月26日</p>	<p>被告三菱地所より、本件建物の原告、訴外アイエ社又は被告三菱地所による買取提案</p>	<p>甲23</p>	<p>原告証拠</p>		<p>原告のコメント 被告三菱地所はTMK出資も含めて 買い取る素振りだけ見せて実行しな かった。他にも同様の行動は多数 あった。</p>
<p>【99】 平成21年 11月26日</p>	<p>被告三菱地所は突如TMKの買取り案(ビル共)を提出して 来た。(甲23号証)この提案と称する買取り案は被告三菱地 所は社内で承認されておらず買うか買わないか被告三菱 地所は不明との主旨であり、原告をだまして買取らせる気 であったと思われる。</p> <p>しかも清算金の中には、被告三菱地所の詐取未遂に終 わった1,500万円を被告三菱地所又はTMKで取り込む魂胆 が含まれている。すなわち、清算金とはTMKの資産・負債 がゼロになって清算するために支払う金額である。甲23添 付資料①右側の囲みの「③その他の支払いを見ると、追 加工事費150万円が示されている。しかしこの鹿島建設へ の支払いは、原告の厳しい追及で隠し通せなくなった被告 三菱地所が、ついにその後(平成22年5月17日大阪ヒルト ンホテルでの会議)担当者の勘違いとして引つ込めた、鹿 島建設への架空工事費の支払いが「追加工事費」として 1,500万円含まれていた。</p> <p>その上、リーシングの責任を果たさず放棄しておきながら、 既にこの時点で詐取していた約3,7003,300万円を返金もせ ずに新規にこの費用を見込んで1,000万円近々1,700万円も 追加で取る(未送金)と詐欺的悪意を秘めた提案であった。 すなわち、同じく甲23添付資料①右側の囲みの「③その他 の支払い」の中に「リーシングマネジメント業務費」として17 百万円が記載されている。被告三菱地所は自己の都合で この業務を放棄しながら、基本合意書に定めたリーシング マネジメント費用5,000万円の内、既に3,300万円をTMKに 送金させていた。もし原告が本件建物を買い取ればその 時には、更に残額1,700万円を払えと、尚詐取する魂胆で あった。</p>	<p>甲23</p>			

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	
日時	内容
	<p>このようなフリーは事業終了後に支払うべき性格である。</p> <p>しかもこの当時既に御堂筋フロントタワーには手抜き工事が多数あるような噂があり、もし被告三菱地所が買取るならそれで良いと原告は思っていたが原告を陥れるジエスチャーであったようである。</p>
	<p>原告は被告三菱地所伊藤代表取締役専務に、先日11月10日の原告本社での会議の録音のテープ起こしの提出を12月9日の円満解決の準備のため求めた。被告三菱地所は提出を拒否。12月9日の円満解決会議は、拒否により中止となる。</p>
	<p>伊藤代表取締役専務執行役員は円満解決を望んでおられたようであるが、本件詐欺未遂的事業の中心担当者小野真路執行役員(当時)・仲條彰規部長(当時)他速水徹氏・鍵野博信氏・宮ノ内大資氏・山本勝則氏らがこの会議の録音テープ起こしの提出を拒否し、伊藤専務の円満解決を潰したと原告は推測する。もし円満解決すると、上述6名らの責任？問題が発生する？</p>
<p>【101】 平成21年 12月15日</p>	<p>原告代表者より、被告三菱地所に對し、条件によっては原告が建物を買い取る可能性がある旨連絡</p>
	<p>証拠(ない事 争い)等</p>
	<p>原告証拠</p>
	<p>原告のコメント</p>
	<p>一部認め 余は争う</p>
	<p>当時既に建物に手抜きがある噂があり、難しくなった。提案者の被告三菱地所が手抜き工事の責任上買取るべきである。被告三菱地所は原告の通信文のほんの一部のみを都合よく利用して如何にも原告が建物の買い取り決定の連絡をしたかのような表現をしているが事実ではない。</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争い/争い等)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
【102】 平成21年 12月24日	訴外垂懸建設より国土省へ、KOPビル本異合/パネルに関する問題についての報告	甲24		争う 不知	国土交通省発表は4カ月程後である。平成22年4月7日以降原因究明を行えとしている。処が既にこの発表の4カ月程前より不合格の原因を作り、国土交通省をだまして発表させたと信ずる。鹿島建設に商事留置権を主張させるため？ 12月24日に通報があり、同24日に国土交通省は行動を起こせない。嘘であることを証明している？
【103】	本件建物の竣工検査	争いなし			この「問題」とはアルミリベットのことであるが、鹿島建設(12月24日)と岐阜折版(12月25日)は国土交通省より呼び出しを受け、アルミリベットは今迄は認めるが今後は使われない方が良いとの指示を受けたことで解決済みとなっていた。
【104】	被告三菱地所設計、訴外垂懸建設から他の建物におけるKOPパネルに関する不具合がある可能性につき一報を受け、訴外垂懸建設に対し、本件建物の全数点検を指示	ZE1~ZE3		争う 不知	上述のように、当日12月24日に国土交通省の指示でアルミリベットの問題は解決済みである。全数検査の指示はアリバイ作りの虚偽の文書。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
[105] 平成21年 12月24日	<p>被告三菱地所設計と被告三菱地所らは本件建物の法律上の竣工検査を受け完了した。真実は検査を受ける要件を満たしていなかったが、検査会社をだまして検査済み証を取得した。</p> <p>後にこの検査を受けたKOパネルの問題を被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設は国土交通省と共に重大問題を引き起こした。</p> <p>その後被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設らは平成22年1月より同年国土交通省や大阪市をだまして、KOパネルの小さい目地問題を大事故のごとく拡大し、KOパネルが不良品とし故意に現物とは異なるパネルを製作し、耐火試験を不合格とさせた。</p> <p>ちなみに、平成22年4月7日に国土交通省より同時に発表された7物件の不良KOパネルの代表建物だったツールド北青山(東京(耐火1時間、御堂筋フロントタワーと同じ))は一切是正工事を行わず放置されて、国土交通省も問題にしていけない。是正工事を行う程ではなかった。同時期に発生した札幌新千歳空港連絡橋施設のKOパネルでも目地部分に多少問題があり、国土交通省の新認定を取り、調査期間も含めて手直し期間約1カ月で北海道庁の検査も完了した。御堂筋フロントタワーも同規模であり、小さい手直しで終わったはずであるものを6カ月以上もかけ国土交通省にプレス発表までさせて被告三菱地所・被告三菱地所設計・鹿島建設らは大事件にした。</p> <p>この詳細経緯は原告準備書面ご参照。</p>						原告のコメント
[106] 平成22年1 月5日	本件建物の検査済証要領	争いなし					

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争い/事実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否
【107】 平成22年1月7日	被告三菱地所設計、訴外鹿島建設から本件建物においてKO/パネルに関する問題がある旨の1報を受ける	ZE5D1、2		虚偽 原告のコメント 前日1月6日鹿島建設は下請けを使ってKO/パネルの偽物の製造を岐阜折版に指示していた。目的は耐火試験を不適合とさせKO/パネルを大問題にして1週間後の引渡しを延期するためであった。
【108】 平成22年1月12日	被告三菱地所設計、訴外鹿島建設から書面により、本件建物におけるKO/パネルに関する施工の瑕疵について通知を受ける	ZE6		虚偽 アリバイの為の内輪の作文
【109】	被告三菱地所設計から訴外鹿島建設に対し、本件建物におけるKO/パネルの目地に関する問題の詳細を報告するよう指示	ZE7		虚偽 アリバイの為の内輪の作文
【110】 平成22年1月13日	被告三菱地所から原告に対し、本件建物におけるKO/パネルの不具合について通知	争い/なし		争う 正当な文面ではない。不具合は早い時期に解っていた。虚偽の通知である。既に検査済証を取得しておりこの不具合は軽微な問題でありわざわざ通知するまでもなくすぐ独自に修理すれば済むこと。被告三菱地所のみが1月15日の鹿島建設よりの引渡しを受けないため大げさにしたかった。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
[111] 平成22年1月13日	<p>被告三菱地所駒田久法務室長は名古屋マリオットホテルにてKOパネル手抜き等原告代表者に報告。完成は半年ほど先に遅れる。又同時に鹿島建設への支払い義務は発生しない。鹿島建設には時間をかけて料理し損害金を取るという原告に約束した。一方鹿島建設より支払い請求が来て引き渡し拒否等支離滅裂の説明あり。原告は駒田氏を疑う。鹿島建設は先履行義務があり、万一当ビルは手抜きがあってもTMKに信用不安があっても、平成22年1月15日に引き渡す。もしこの時にTMKが資金繰り上支払いが出来ない又は完全に手直しが完了していない時は完了次第に工事代金を支払うのが道理である。その時に払えなければ本件建物に鹿島建設が担保設定する、又はTMKは大幅に損失をしても売却して工事代金を支払う。不足金があればアツセットメーカーが中心となって払い、被告三菱地所が誠実な態度を示せば原告も協力する。</p>				
[112] 平成22年1月13日(午後12時30分頃より3時30分頃まで)	<p>最近判明したが、上述原告代表者が被告三菱地所駒田久法務室長の虚偽の報告を聞かされていたのと同じ日の同じ時間帯、訴外鹿島建設本社から建築技術部永野部長外1名が岐阜折版工業を訪れ岐阜折版の役員に偽物KOパネルの図面を示しながら「鹿島の言うことが聞けないのか」と大声でどなりながら耐火不足で不合格とさせ国土交通省に発表させるため偽物パネルの試験体を製作するよう迫っていた。</p>				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いなし 案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[113] 平成22年1 月14日	原告から被告三菱地所、被告三菱地所設計に抗議文書 送付	争いなし			被告三菱地所は、手抜き工事の支 払いを義務もないと知りながら鹿島 建設に支払いをしたが、支払 えば商事留置権を主張出来ない為 支払わずTMKを行き詰らせるため。 その上、引き渡しを受け登記しようと しない。鹿島建設に商事留置権を与 える理由とされたかった。
[114] 平成22年1 月14日	前日1月13日に名古屋リオットホテルで、KOパネル問題 で鹿島建設は引渡し不能と原告代表者に説明し原告が納 得したと思ひ、被告三菱地所設計から被告三菱地所に、 本件建物の耐火構造認定品と異なる外装であつても、平 成22年1月5日に交付された検査済証交付後の本件建物 は適法であり建物使用について問題ないとの見解であるこ とを書面で通知。当然書面にまとめる前に、被告三菱地所 設計から被告三菱地所に本書の内容は知らされているは ずである。しかし、前日1月13日被告三菱地所の駒田法務 室長は原告代表者と面談してKOパネルの瑕疵の話をしな がら、建物使用に問題ないことを知らせなかつた。 以降も被告三菱地所も被告三菱地所設計も本書の内容を 原告には知らせなかつた。		乙E9		
[115] 平成22年1 月15日	断外鹿島建設による本件建物竣工・引渡時期経過	甲20			争う 検査済み証は受領しており、法的に は引き渡し可能であり、被告三菱地 所は鹿島建設から引き渡しを受け登 記するアットセットマネージャーとしての 義務がある。商事留置権を鹿島建設 に主張させる目的のためあえて故意 に引き渡しを受けなかつた。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争いなし/争い)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	虚偽 不知	原告のコメント
[116] 平成22年1 月18日	被告三菱地所設計から訴外鹿島建設に対し、KOBUNJINに関する問題の是正を指示	ZEB 争いなし/争い/争い			虚偽 不知	
[117] 平成22年1 月29日	TMK、原告に対する保証金支払期限経過	甲14、甲15			争う	約2年半も協力延期したにもかかわらず1円も払わず巨大ビルを完成させてしまい、放置し、止むを得ず原告は差押え準備開始。
[118] 平成22年2 月9日	原告、保証金を請求権とする、TMK預金債権9億4409万1584円の差押	争いなし				原告預り金とし、不足保証金を払えばその後復活すると通告。差押分は銀行に定期預金として別口座で預かり被告らに通告。
[119] 平成22年2 月9日	前月1月29日、原告の厚意で2年半も延期した保証金を同年1月6日より何回にもわたって被告三菱地所に請求していたが誠実な態度を一度も示さず解決策と称する実現不可能な提案を被告三菱地所は提出し、正直に解決する気持ちがないことが確認出来たので、契約違反を理由とする差押え申立をした。処が当日東京地方裁判所21部より却下する旨の通知を原告は電話で受けた。異議あるなら上申書を提出せよとのことであった。原告代表者は上述東京地方裁判所21部の書記官にこの正当な申立を却下された為原告が将来損害が発生した時は国家賠償請求手続きをすることなると言いき、緊急に当日夕方、上申書をとりあえずFAX送信しようとしていた処、同日朝東京地方裁判所で面談した書記官より電話があり、本件は特例で差押え命令を三井住友銀行本店に送付した。朝伝えた上申書は提出しなくてよいと伝えて来た。一旦却下した差押え申立を特例でこのようなことが出来るのか原告は当時不思議に思った。					その後2週間程で差押え金9.5億円程は三井住友銀行より原告銀行口座に入金した。原告は預り金として定期預金に入れ、TMKIに預かり通知を出した。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否				原告のコメント
[120] 平成22年1 月8日～平 成22年12 月頃まで	原告より提案の解決策を被告三菱地所は次々拒否し、又何の回答もせず無視した。被告三菱地所は多数の解決策を称する欺瞞に満ちた提案書を原告に何度も渡した。いづつも被告三菱地所の提案は社内の正式承認を得ていないこと又いづつも鹿島建設を含み鹿島建設と交渉しなければならぬと、実行する意思はなく、原告をまた被告三井住友銀行のローンの時と同じく多数の書面を出しかく乱させ陥れるような内容であった。被告三菱地所はTMKの開発及び特定資産管理処分受託者(AM・アセットマネージャー)であり、この失敗により原告の大きな損害をかけたことを謝罪し協力を懇願しておれば、原告は平成19年8月17日の時のように当時は真実を知らないため63億円の支援を申し出たように協力していたと信ずる。						原告のコメント	
[121] 平成22年2 月26日	被告三菱地所、原告と面談 被告三菱地所が原告に解決金3億円を支払い、①原告が建物を取得する案、及び②三菱地所を主体とした辦法人が現行の借地条件を維持した上で建物を取得する案を提案				認否不 可能 虚偽	被告三菱地所の提案では、手持ち資金10億円を鹿島建設に支払う等資金もないのに何故10億円の手持ちがあるのか? 当時の手持ち資金は25万円である。その他、実現不可能な不審な前提条件多数。被告三菱地所も鹿島建設もこの案は未決定であると被告三菱地所は言明しながら、これが解決であると話していた。		
[122] 平成22年2 月28日	TMK、原告に対する借地料の支払期限経過	甲14、15						

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし 争いなき事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[123] 平成22年3 月6日	被告三菱地所、原告、訴外子エン社と面談 原告より、被告三菱地所に対し、①訴外子エン社の優先出 資権の29億8800万円(原告又々での買い取りによる包括 和解、被告三菱地所が主体となつて設立する新会社による 借地契約の承継、②平成18年頃から原告が被告三菱地所 に対して共同開発を提案しながらとん挫していた来歴(アリ) ナ州所在の土地に關連して、当該土地を所有する会社の 株式を訴外子エン社から買取ることによる包括和解(買取 金額は4,000万円(土地評価額相当)＋21億円を予 定。)及び被告三菱地所が主体となつて設立する新会社に よる借地契約の承継の提案			虚偽 争う	被告三菱地所駒田久法務室長とシ ンカポールで協議。直前の駒田室長 の失礼極まるストーカー行為により シンカポール会議は失敗。原告は何 も提案していない(提案書は準備して いたが提案書は駒田氏の目前で破 棄した)。原告が提案したと主張する なら、被告三菱地所にその証拠の提 出を求む。
[124] 平成22年3 月中旬	特定資産管理処分受託者として、被告三菱地所の駒田法 務室長は、御堂筋共同ビル開発一般社団法人が240万円 をTMKIに増資することの同意を原告に求め、原告は即座 に同意した。				
[125] 平成22年3 月31日	TMK、訴外鹿島建設に対する請負残代金の支払期限経過	甲20		争う	被告三菱地所・被告三菱地所設計・ 鹿島建設は故意に引き渡しを延期 し、TMKを行詰らせようと画策した。 鹿島建設は引き渡しをしていない。 約定により引き渡して被告三菱地所 が登記しておれば2カ月経過後の月 末に工事代金支払い期日が来るが、 引渡していないので支払い期日は到 来しない。もし引渡していたのにTMK が期日に支払わなければ鹿島建設 は本件建物を担保に取れば良い。当 然原告も異議はなかった。
[126] 平成22年4 月24日	訴外子エン社、TMKIに対し、決算書の開示を要求	乙B4			TMKの決算書提出期限は平成22年 4月31日であり、この時点では監査 済み決算書が出来上がっていない はならない。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ないし争いなし等実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		原告のコメント
<p>【27】 平成22年5月7日</p>	<p>被告見上、「第3期決算報告補正事項について」を作成(同日、TMK、決算報告書(仮)・監査表を作成)</p>	<p>ZB501</p>			<p>日付は同日であるが作成日等は不知</p>	<p>決算期限が過ぎており、監査済み決算書を作成すべきなのに、仮決算と称して、粉飾決算書を作成した。この時点では既に定期借地権設定契約書違反で同契約書を解除される恐れがあり、本件建物の価値もなかに等しいにもかかわらず簿価で資産に計上し、建物撤去費用等計上せず、欠損金を過少に計上した偽りの決算書であった。</p>
<p>【28】 平成22年6月9日</p>	<p>原告、TMKに対し借地契約解除通知(6月10日到達)</p>	<p>甲25</p>			<p>争いなし</p>	<p>定期借地権設定契約書解除によってTMKに建物撤去を要求。鹿島建設には内容証明郵便で工事現場からの退去を要求。処がこれら2社もアセットマネージャーも契約違反による退去を無視して不法行為を強行し工事を一応は完成したと称している。</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争いなど)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
【129】 平成22年6 月30日	完了検査終了	争いなど		争う	<p>建築基準法違反。国土交通省の認定書に基づく施工計画書通りの改善工事は完了していない。被告三菱地所・被告三菱地所設計は、大阪市と原告に虚偽の12条完了報告を行った。TMKとの定期借地権設定契約無効による不法行為による工事現場からの撤退通告を無視して工事を強行して完了したとしている。</p> <p>アセットマネージャーの被告三菱地所は、鹿島建設から引き渡しも受けず登記も行わず義務に違反している。従って鹿島建設には支払い義務も発生していない。国土交通省の認定書の内容に相違する施工であり、建築基準法上適法に施工されていると虚偽の報告を特定行政庁の大阪市と施主に行い、建築基準法に違反している。</p>

被告三菱地所提出「答弁書別紙2」一時系列表

日時	内容	証拠(ない事争いなど)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
【130】 平成22年7月6日	鹿外鹿島建設、TMKに対し工事完了を報告し、本件建築物の引渡拒絶を通知			争う	契約上鹿島建設は引き渡しを拒否出来ない。アセットマネージャーの被告三菱地所は引き渡しを受け本件建築物を登記する義務があった。その上、国土交通省の認定書にも後づけ基づく改善工事施工計画書通りの工事が完了しておらず、アセットマネージャーが要求すれば、鹿島建設に引き渡しを拒絶する権利はない。(先履行義務がある。)
【131】 平成22年11月5日	原告、鹿外エー社から委託を受け、被告三菱地所に対し通談要請			争う	その上不法行為によって完成したと称してみても効力はない。しかも建築基準法に違反している。
【132】 平成22年11月8日	関東財務局、TMKに対し、資産流動化法上の報告命令	TMK代表者 勇上 氏作成に係る平成23年4月19日付陳述書(乙13)		不知	原告は報告命令を当時一度も聞いたことも見ない。TMK見上氏の陳述書は破産手続き開始申立てのために手続き上約半年後に作成された書類にすぎない。

被告三菱地所提出「答弁書別紙2」時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
【133】 平成22年 11月30日	被告見上から関係当事者に対し、「流動化事業継続」向けた事業計画案定1に係わる協力要請の件1を送付	乙B6の1			原告のコメント このような書面は、特定資産管理処分受託者の被告三菱地所がチェン社に送付及び原告と協議すべきである。平成22年3月わずか240万円のTMK増資の時も、被告見上ではなく被告三菱地所が原告本社に来て同意を求めた。被告三菱地所は他人事のような立場を取っていたが、実際にはTMK見上の名義を使っ色々原告やチェン社と替すような書面を無数送付して来た。被告見上はこのような複雑な書面を作成する知識も時間もなく、ほとんどすべて被告三菱地所の担当者の文面を被告見上のEメールアドレスから送付していた。
【134】 平成22年 12月16日	被告見上から関係当事者に対し、「弊社流動化事業」に係わる状況の報告について1を送付	乙B6の2			同上
【135】 平成23年1 月5日	原告 TMKに対し、資料等合計36億7771万5757円と平成22年2月9日の差押債権合計9億4328万6234円とを相殺する旨の通知	原告作成に係る平成23年1月5日付電子メール(乙9)		通知は認める	

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
【36】 平成23年1 月31日	被告三菱地所、本件の円満解決のため、民事調停申立	被告三菱地所作成に係る平成23年1月31日付民事調停申立書(平成23年(目)第501号(乙10))			原告提出の答弁書(甲35)で、被告三菱地所の主張に根拠がないことが判明した。
【37】 平成23年1 月31日	被告三菱地所は平成23年1月31日大阪地方裁判所第10民事部に「法律関係の調整を求めると言う意味不明の調停を申立てた。原告にとっては一度も調停に出廷していない4月20日に、今度はTMKIに破産手続き開始申立を東京地洋裁判所に出させた。そして同日に被告三菱地所は、破産は反対だと支離滅裂の書面をTMKIに出した。この法的根拠のあいまいな調停申し立てにおける主張ははその後の原告の反論で崩壊した。				原告は、被告三菱地所は、円満解決を目的に調停申し立てをしなから、調停委員会の調停勧告案を拒否した。原告は可能な限り従う考えであった。
【38】 平成23年3 月14日	第1回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日議審(乙2)			原告にとって第1回の調停期日は同年4月27日。原告は突然の期日指定であり、出席出来ず、調停委員会の許可を得て、1回目は欠席し、2回目より出席することになった。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 一時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い等)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
<p>[139] 平成23年3 月25日</p>	<p>TMK(被告三菱地所・被告東銀リース)は再三要求している決算書を1年近くも遅れて提出したが内容に疑問があり、原告らは帳簿等の閲覧を要求した。処がTMKは被告三菱地所・被告東銀リースの指示と思われる行動を取り、原告らの閲覧をあらゆる手段を使って拒否した。基本合意書第9条では、原告らはいつでも帳簿等の閲覧が出来ると決まっている。TMK(被告三菱地所・被告東銀リース)はここでも重大な違反を犯した。</p> <p>同日原告役員らが被告東銀リース本社が入居するビル(TMKの登記住所)に行った処、被告三菱地所は帳簿閲覧をさせないために事実上名義借りの被告見上正美だけに任せては不安があると感じたらしく、会議室裏より指導するべく被告東銀リースに来た処、鉢合わせした原告の役員ら3名に発見され、このうち2名の被告三菱地所の本件直接担当者らは、慌てて顔を左手で隠して頭を下げた逃走した。(甲53号証【新証拠】)。</p> <p>処が、その逃げた被告三菱地所担当者らは別室より会議を盗聴し携帯電話で被告見上正美に、原告らの調査の核心部分の説明を拒否するよう指示した。その上、既に解除した定期借地権設定契約書の復活を被告見上正美に要望させた。(このような要望をするのはアツセトマネージャーの被告三菱地所の業務である。)</p> <p>原告は特管者の被告三菱地所代表権者より謝罪の意を表明されることとの主旨を話した。この行動が第一歩であると申し添えた。</p> <p>被告三菱地所が原告に与えた多額の損害や無数の背信行為を真摯に謝罪しておればいろいろな対応が可能であった。</p>		<p>甲53</p>		<p>原告のコメント</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[140] 平成23年4 月20日	TMK 被告三菱地所の調停しなさい独自の判断により破産手続申立	TMK代理人作成に係る平成23年4月20付破産手続開始決定申立書(Z12)		破産手続申し立て以外は争う	被告三菱地所は調停を申立てながら、一回目の調停期日の来ないうちに、原告には同日破産を出すなど通知はなく、秘密に行われた。TMKの運営は、アセットマネージャーが指示しており、被告三菱地所の指示で破産を進めた。TMKが勝手に破産手続など出せない。被告三菱地所が破産に知らないと言っているのが事実なら、被告三菱地所はアセットマネージャーとしての責任・義務を果たしていない。別途責任が発生する。
[141] 平成23年4 月27日	第2回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(Z2)			原告にとつては初めての調停日の午後、晴天の霹靂で突然破産手続開始決定の通知を受けた。 被告三菱地所は、調停と破産を悪用してTMKを行詰らせる行動に出た。1週間も前に被告三菱地所はTMKの破産の申し立てをTMKにさせていた。
[142] 平成23年4 月27日	TMK破産手続開始決定				被告三菱地所は破産手続申し立てを知らなかったと言いつながら、被告東銀リーナスに破産費用を出させた。中間法人基金300万円の時と同様に、被告三菱地所の指示もなく秘密で被告東銀リーナスが勝手にTMKの破産費用を出すことなどあり得ない。

被告三菱地所提出一答弁書別紙2 時系列表

		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠		原告のコメント
[143] 平成23年4 月27日	原告にとつては第1回目の調停期日があつた。被告三菱地所からも出席した。調停委員長は次回期日を決定し、午後原告が帰社してしばらく経過した時、TMK破産手続き開始決定の通知がTMKの弁護士よりFAXで送付されて来た。午前中の調停の経過を東京より見ていたらしい。		甲54		
[144] 平成23年5 月12日	原告は被告三菱地所が調停を悪用し破産で締め上げようとする悪意を感じ一層硬化した。既に1週間も前にTMKは破産手続き開始申し立てを出しており、被告三菱地所は調停での解決など考えていなかった。調停と破産の手続きを悪用した脅迫的な破産である。この破産は後の「明治三百代言」の脅迫状(甲54)と深い関係があると原告は信じている。				
	マスコミが一齐にTMKの破産を報道した。被告三菱地所は大会社であり、破産と調停を悪用したなど世間は考えず、巷では、原告が契約違反を犯して被告三菱地所は手に負えず破産で処理したと誤解され、原告は大きなダメージを受けた。				
	被告三菱地所広報部は、マスコミの照会に対し、被告三菱地所の関知しない処でTMKの独自の判断で破産を決定された。三菱地所は破産には反対であつたとの主旨の公式発表を行った。その後も現在迄同じようなことを事あるごとに言っている。				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否		
[145] 平成23年5 月12日	<p>被告三菱地所はTMKの破産はTMKの独自の判断で行った、被告三菱地所は関知していないとの主旨を発表している。TMKの独自の判断とは誰が下すのか?</p>					原告のコメント
「破産は被告三菱地所と被告東銀リーナスの共謀である」	<p>TMKはアセットマネージャーの指示のもと業務を行っている。特別重要な問題があれば特定出資者や優先出資者との協議で決定される。単なる器にすぎないTMKに独自の判断などない。当時TMKには25万円しか資金はなく、破産に必要な多額の資金(裁判所への預納金・弁護士への破産申立費用等)をほぼ全額被告東銀リーナスが立て替えたことと最近自白した。[平成26年5月2日被告東銀リーナス準備書面(3)]被告東銀リーナスであれ、同社社員の被告見上であれ、当然被告三菱地所の指示なくして勝手に超重要な破産など申立ない。この被告東銀リーナスの行為は、TMK中間法人(当時)設立に際し、被告三菱地所は被告東銀リーナスに中間法人設立基金300万円を一旦出すように指示した(被告三菱地所51%原告49%)。処が、中間法人設立発起人もその役員も中間法人が100%出資するTMKもTMKの役員もすべて被告東銀リーナスの役員・社員が行うことは関東財務局金融監督第4課より問題視されることを恐れ、300万円の被告東銀リーナスよりの基金は中止して突然原告に全額払うよう被告三菱地所が依頼したのと実は同じである。この時は、財務局の目をごまかすためであったが、この時原告を悪者に仕立て被告三菱地所は被害者の振りをして善人になりすまし世間の目をごまかそうとした。</p>					
被告三菱地所は破産と言うような卑屈な手段を取らず原告と誠実に協議していれば破産など発生せず再建出来た。原告は止むを得ずホームページでこの破産の事実を世間に発表し始めた。(有力紙代理店に広告を依頼したが拒否されたため)						

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(なし/争い/争い等/実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			原告のコメント
[46] 平成23年5月13日	原告、原告ホームページに被告三菱地所の認識と異なる内容の主張を掲載、以後61回に亘り「御堂筋フロントタワー事件経過」としてホームページ更新	原告ホームページ(16)				突然の破産のため原告に悪いうわさが飛び、新聞広告も試みたがどこも受け付けてくれず、自己防衛のためやむを得ずホームページで真実を発表し始めた。絶えず被告三菱地所や関係者に真実と異なる箇所があれば指摘するよう促したが指摘はなかった。原告の発表は真実であった。	
[47] 平成23年7月5日	第3回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)					
[48] 平成23年8月1日	原告、東京地方裁判所の封筒を悪用した脅迫状を受け取る。文面には岩田合同法律事務所若林茂雄弁護士を明示し被告三菱地所の代理を務める若林茂雄弁護士を明示し親しそうに書いている。原告は、この脅迫状は若林弁護士本人またはその他親しい人物が送付したと信じる。目的は平成23年8月4日の債権者集会前に原告に恐怖を抱かせ原告所有の土地を売らせる為であると信ずる。		甲54				

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事案)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
[149] 平成23年9月4日	TMK破産債権者集会				8月1日、原告は、被告のグループ(?)と思われる明治三百代言より、東京地方裁判所民事第21部の封筒を悪用した脅迫状甲54号証を郵送で受け取る。8月4日の債権者集会に向けて原告を脅し土地を売らせる目的である？
[150] 平成23年9月13日	TMK破産管財人は、原告の反対にも関わらず原告の所有する御堂筋の土地を原告の知らぬ間に約44億円で売却した(条件付き)と「ご連絡」と称する文書で通告して来た。鹿島建設は債権届けでは約42億円余りを要求しており、しかも商事留置権があると主張していた。もし原告が明承三百代言の脅迫に屈し自社所有地の売却に賛成しておれば、この鹿島建設の42億円を差し引かれ僅2億円(坪当たり約36万円余り)で、大阪の一等地を二束三文で破産管財人・被告三菱地所並びに鹿島建設らで取り上げようとしたと原告は思った。				被告三菱地所もTMK(被告見上)もその場に出席しながら、他人事のように目をそむけて、原告の方を一切見なかつた。破産に至った説明や謝罪は一切なかつた。債権者集会の冒頭より、三原崇功破産管財人は原告に本件土地を売れと迫った。原告は拒否した。
[151] 平成23年9月28日	第4回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)			

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い(ない事 実)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
【152】 平成23年 10月24日	第5回調停期日	調停委員会 作成に係る 平成24年5 月29日付調 停期日調書 (Z2)			原告のコメント
【153】 平成23年 11月4日	破産管財人による入札の実施・経過等についての報告				破産管財人は当時50年リースの土地を二束三文で取り上げようとした。鹿島建設主張の商事留置権が原因の債権と称するものを差引くと、実質、坪当たり36万円位になる。当時の時価の30分の1位？地主(原告)の反対にもかかわらず条件付きで売却した。売却先名は原告に言えないと暴言。買手は被告三菱地所と鹿島建設が設立準備していた新TMKの可能性が高い。
【154】 平成23年 12月5日	破産管財人、原告による本件建物無償譲渡請求を拒絶				
【155】 平成24年1 月16日	第6回調停期日	調停委員会 作成に係る 平成24年5 月29日付調 停期日調書 (Z2)			被告三菱地所、自ら調停を申し立てながら、調停委員会の和解勧告案を拒否。引き続き調停委員会より原告から和解提案を提示するよう要請あり原告が条件提示。被告三菱地所はこれも拒否。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠がない事案(争い)	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)	に対する原告の認否
<p>[156] 平成24年1月16日</p> <p>「被告三菱地所ら調停委員会和解勧告拒否。原告よりの再建築も被告三菱地所ら拒否」</p>	<p>調停委員会はそれ迄に、被告三菱地所に対し調停勧告書案を送付し、被告三菱地所の合意を求めたが、被告三菱地所は調停委員会の努力を一蹴し、勧告案を拒否した。</p> <p>原告はまだ勧告案の内容は知らなかったが、調停委員会は三原崇功破産管財人のように被告三菱地所に利益を与える無謀な案は出さないと信じており、勧告に従う気持ちが強かった。処が、被告三菱地所への拒否で調停委員会の解決案は崩壊した。被告三菱地所と鹿島建設、三原崇功破産管財人は原告を腕力であたきつづがそうとした。</p> <p>同時に調停委員長の本田裁判官は原告に、原告側としてこの場で解決案を出してほしいと要請され、原告は以下の提案を改めてその場で出した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被告三菱地所は責任違反によって原告に与えた損害を賠償する。 2. 鹿島建設とTMKのトラブルは被告三菱地所の責任で解決する。(工事発注は、被告三菱地所がTMKの名義で発注した。) 3. 御堂筋フロントタワーは原告に無償(瑕疵のない物件)で登記し譲渡。 				<p>原告のコメント</p>

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表		被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否			
日時	内容	証拠(ない事 争い)毎	原告証拠		原告のコメント
[157] 平成24年2 月10日	破産管財人、調停による解決に向けた歩み寄りを期待する旨の報告。	破産管財人作成に係る平成24年2月10日付報告書(乙8)			調停委員会の調停勧告案を拒否しながら尚、心にもないビジネスチャータを示す。
[158] 平成24年3 月2日	第7回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)			当時原告は被告三菱地所・被告三井住友銀行・被告大和証券・被告東銀リース・被告三菱地所設計らが共謀した詐欺と信ずる行為を完全には掌握していなかった。
[159] 平成24年3 月23日	破産管財人、債権者に対する意見聴取結果を報告。調停での抜本的解決は困難であるとの見通しを報告。				被告三菱地所や破産管財人が調停委員会の和解勧告案に従えば原告は和解した可能性は高かった。

上述のような3点セットの主旨を口頭で調停委員長にその場で回答した。調停委員長は直ちに別室に控えていた被告三菱地所駒田法務室長やその代理人・鹿島建設代理人・三原破産管財人らの意見を聞いた結果、原告の3点セットの解決はこれも被告三菱地所らは拒否した。被告三菱地所は自ら申し立てた調停を調停委員会の公正な調停勧告案を自ら拒否し破産を異時廃止の方向に進めた。被告三菱地所が当初の目的通りTMKを事実上破産完了成功させた。その後は鹿島建設を使って土地を二束三文で取ろうと画策していると原告は信じている。

当時原告は、被告三菱地所・被告三井住友銀行・被告大和証券・被告東銀リース・被告三菱地所設計らが共謀した詐欺的と信ずる行為を完全には掌握していなかった。

被告三菱地所提出 答弁書別紙2 時系列表

日時	内容	証拠(ない事 争い)等	原告証拠	被告時系列(網掛け部分)に対する原告の認否	原告のコメント
【160】 平成24年5 月29日	第8回調停期日 — 調停不成立	調停委員会 作成に係る 平成24年5 月29日付調 停期日調書 (乙2)			被告三菱地所ら3社は調停委員会の 和解勧告案を拒否し原告の再建築も 拒否し、調停を不成立にしたかった。
【161】 平成24年6 月27日	原告からTMK及び訴外鹿島建設に対し、建物取去土地明 渡し・損害賠償請求訴訟提起	平成24年 (ワ)第6907 号			被告三菱地所は鹿島建設に不法に ビルと土地を占拠させ鹿島建設と共 に原告の土地を二束三文で取り上 げようとの思惑で調停と破産を悪用 するため踏み切ったものである。
【162】 平成24年7 月13日	破産手続停止決定				
【163】 平成25年6 月18日	原告、本件訴訟を提起	平成第25年 (ワ)第6239 号			上述訴外TMK及び訴外鹿島建設 事件は、被告三菱地所・被告東銀 りーヌ・被告三菱地所設計・被告三 井住友銀行・被告大和証券・被告東 銀りーヌの社員被告2名が原因を 作ったのであり、原告は本件訴訟を 提起した。